

平成 28 年 3 月 23 日（水）、「改正個人情報保護法の施行とマイナンバー利用開始 1 年を迎えて」と題する研修会に参加いたしました。

1 改正個人情報保護法の概要 牧田潤一郎弁護士（第二東京弁護士会）

はじめに、個人情報保護法改正（平成 29 年 5 月 30 日施行予定）に関する講演を受講しました。

現行法では、5000 件を超える個人情報を取り扱う事業者を対象としていたところ、改正個人情報保護法（以下、「改正法」といいます）では、5000 件以下の個人情報を取り扱う小規模事業者も「個人情報取扱事業者」として義務を負う対象となりました。

改正法では、「個人情報（生存する個人に関する情報（特定の個人を識別することができる情報）」の定義が明確化され、「要配慮個人情報（本人の人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害を被った事実等）」という新たな概念や第三者へ情報提供をする際の記録義務や本人関与の仕組み（第三者提供を拒否できる制度）が新設されるなど、個人の権利利益の保護と個人情報の適正な活用による新たな産業の創出、経済社会の活性化という具体的な目的（改正法 1 条参照）のもと、規定等が新設・改訂されているとのことでした。

事業者の管理する「個人データ（個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの）」の取り扱いや留意点等についても説明がありました。個人データのうち「保有個人データ（個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、利用停止等を行うことができる権限を有する個人データ）」に関する本人の開示請求（改正法 28 条）、訂正請求（改正法 29 条）等について、裁判請求権であることが明示されることになり、個人情報取扱事業者においては訴訟リスクが生じうるようです。

当法律事務所においても、ご依頼者及び紛争の相手方に関する個人情報を多く取り扱っています。これまで以上に、記録書類の取り扱いに気を配り、適切な管理運営を行っていかねばならないと思われました。

2 マイナンバー法 水町雅子弁護士（第二東京弁護士会）

マイナンバー制度に関する講演を受講いたしました。マイナンバー制度の概要について、具体的な利用方法（公営住宅業務でのマイナンバーの使い方）を交え、説明がなされました。例えば、公営住宅に入居しようとする場合、入居者は、源泉徴収票、納税証明書、戸籍謄本・住民票等々の添付書類に提出が必要となります。しかし、マイナンバーを利用することにより、役所におい

て、上記の情報を入手することが可能となり、入居者において添付資料の提出は不要となる可能性があり、行政サービスを受ける際の個人の負担が減少します。また、所得額の把握が迅速・正確になされることによる不正申告の是正抑止が可能となります。その他、医療制度や雇用制度の分野を総合的に把握することにより、当該個人に対し必要な社会保障を提供することができるなど、マイナンバー制度によって見込まれる効果について説明がありました。

役所や公務員がマイナンバーから国民の情報を掌握することへの不安やリスクに対しては、「個人情報保護委員会」による監督体制が整っていること、マイナンバーの取得や利用が許される場合、提供先等については、法律によって限定されており、業務に必要な範囲でしか個人情報を検索できない仕組みとなっている（システム上エラーとなる）ようです。

なお、現行法上、弁護士業務では、原則マイナンバーを利用することはできません（番号法9条：利用範囲の限定）が、今後、法改正により、民事執行における財産開示手続や第三者照会（裁判所等による債務者財産についての照会）手続において、有用性が発揮される可能性もあるようです。

今後も、新しい制度について、随時勉強会に参加するなど、業務の役に立つ情報があれば、随時取り入れて参りたいと思います。

以上